A　前年度において鉱産税の課税標準となつた額（同年度中に申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この条において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等に係る課税標準額（当該年度の４月１日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した額を除く。）をいう。以下この条において同じ。）から前々年度以前の年度において申告書の提出等があつたものについて前年度中に更正があつた場合における当該前々年度以前の年度において鉱産税の課税標準となつた額を控除した額

B　前年度において鉱産税の課税標準となつた額から前々年度以前の年度において申告書の提出等があつたものについて前年度中に更正があつた場合における当該前々年度以前の年度において鉱産税の課税標準となつた額を控除した額のうち地方税法第520条第１項本文の規定の適用を受けるものの額

（事業所税の基準税額の算定の方法）

第三十七条　事業所税の基準税額は、地方税法第七百一条の三十の規定によつて事業所税を課するものとされている指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号に掲げる市をいう。以下同じ。）について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×600円＋B×（0.25／100）－C）×0.7485

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・七七を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・五〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・三七八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査

決定（以下この条において「申告書の提出等」という。）があつた場合における最終の申告書の提出等に係る課税標準額（当該年度の４月１日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した額を除く。）をいう。以下この条において同じ。）から前々年度以前の年度において申告書の提出等があつたものについて前年度中に更正があつた場合における当該前々年度以前の年度において鉱産税の課税標準となつた額を控除した額

（事業所税の基準税額の算定の方法）

第三十七条　事業所税の基準税額は、地方税法第七百一条の三十の規定によつて事業所税を課するものとされている指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号に掲げる市をいう。以下同じ。）について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×600円＋B×（0.25／100）－C）×0.74925

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・一一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九三二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九三二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査